

市立奈良病院等管理運営協議会設置要項

(目的)

第1条 市立奈良病院、田原診療所、興東診療所、柳生診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所（以下「病院等」という。）の施設等の整備及び管理運営に関する重要な事項を協議し、もって病院等の発展と地域の医療・保健・福祉の向上に資するため、奈良市（以下「市」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「協会」という。）との間で市立奈良病院等管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 市長
- (2) 健康医療部担当副市長
- (3) 子ども未来部長
- (4) 健康医療部長
- (5) 保健所長
- (6) 消防長
- (7) 協会理事長
- (8) 協会理事
- (9) 病院等管理者
- (10) 病院長
- (11) 副院長又は看護部長
- (12) 事務部長

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。会長は、奈良市長の職にある委員をもってあてる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる重要事項について、必要に応じて協議する。

- (1) 病院等の規模及び機能に関すること。
- (2) 病院等の施設及び設備の整備に関すること。

(3) 病院等の予算及び決算に関すること。

(4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、医療政策課が行う。

(補則)

第7条 この要項に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。